

互助会加入事業主 様

島根県民間社会福祉事業従事者互助会事務局長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症により宿泊施設または自宅にて療養をした場合の  
「傷病見舞金」の取扱いの変更について

本会事業の運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本会では、令和 3 年 10 月より、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて療養をされた場合（以下、「宿泊・自宅療養」）においても、傷病見舞金の対象とする特例措置を実施しています。

これは、宿泊・自宅療養が、病床の逼迫等により入院が出来ない状況が発生したことからとられた措置であること、また、療養にあたっては医師等の管理下に置かれ、健康観察等が行われていることに鑑み、入院と同等であるとみなして実施したもので、生命保険会社各社の入院給付金の取扱いに準じた対応となっています。

今般、政府より新型コロナウイルス感染症に係る発生届の対象について、全国一律に重症化リスクの高い方に限定する旨が公表されました。これを受けて、生命保険会社各社においても、入院給付金の支払い対象の変更を決定しています。

このことを踏まえ、下記のとおり傷病見舞金の取扱いを変更することとしましたのでお知らせいたします。

なお、今後、国の新型コロナウイルス感染症に関する取り扱いが変更された場合には、必要に応じて更なる対応を行う可能性があります。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 変更日

令和 4 年 9 月 26 日（月）

※新型コロナウイルス感染症の診断日が、9 月 26 日以降である場合から適用します。

※9 月 25 日までに診断された方については、これまで通りの対応を継続します。

2 給付対象

以下の重症化リスクの高い方。

- ・ 65 歳以上の方
- ・ 入院を要する方
- ・ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ・ 妊娠されている方

〈傷病見舞金の給付範囲〉

ケース		9/25 までに診断	9/26 以降に診断
入院した場合（規程上の給付対象）		○ 給付対象	○ 給付対象
宿泊・自宅療養 した場合 (特例措置)	重症化リスクの高い方	○ 給付対象	○ 給付対象
	上記以外の方（発生届対象外）	○ 給付対象	× 給付対象外

3 本件に関する問い合わせ先

島根県民間社会福祉事業従事者互助会（島根県社会福祉協議会内）担当：今田

〒690-0011 島根県松江市東津田町 1741-3

TEL:0852-32-5970 FAX:0852-32-5973E-mail : gojokai@fukushi-shimane.or.jp